

### 第三者委員会「中間報告」の主な個別記述に関する当社見解について

- 表記中間報告に記載された、主な個別記述に対する当社見解は、以下のとおり。

#### 1. 第3 調査結果 1 本件説明番組関係

##### (1) 本件賛成投稿要請の発端

##### (d) 古川知事の回答

古川知事に対し、C支店長メモについての質問を行ったところ、同知事からの回答は、「同メモ2枚目の二番目の丸印の②についての回答は、『県民説明会の際に、発電再開容認の立場からもネットを通じて意見や質問を出してほしいという記述については、九州電力に対して申し上げたものではなく、今回の再稼働問題に関しては、特にいろんな意見を出してもらうのが一番と考え、再稼働を求める声が経済界にもあるのであれば、そういったところからも声を出してもらうことも必要ではないかという私の考え方を述べたものです。なお、②のところにあるこの括弧の発言は、全く私が発言しておりません』というものであった。

##### (e) 知事発言の内容

以上に要約したC支店長メモの作成経緯、C支店長の手帳の記載、A副社長の対応の他、同メモ作成の用途・目的、その他九州電力関係者の関係対応等に関する調査結果を総合すると、発言当時の古川知事の意図あるいは真意は措くとして、同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行なったことは否定し難いものと思われる。

#### (当社見解)

- ・ 今回の説明番組への投稿要請の行動については、知事の発言の真意とは異なる「知事面談メモ」が発端となっているものと認識している。
- ・ 当社としては、同中間報告において、「発言当時の古川知事の意図あるいは真意は措くとして、同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行なったことは否定し難いものと思われる」と記載されているが、知事発言の真意についての判断は留保しながら、諸状況を勘案して、同委員会として、判断されたものと受け止めている。
- ・ なお、C支店長が知事の発言の真意とは異なる「知事面談メモ」作成に至った背景等については、企業風土分析等の根本原因等のなかで、究明されるものと考えている。

(3) A副社長らによるD管理部長への指示等

社内調査報告書①は、A副社長とB本部長によるD管理部長に対する関係指示について、賛意の参加者を増やすために、「本件説明番組の周知」を指示したとしている。しかし、関係者の供述に照らすと、実際にはA副社長においてD管理部長に対しC支店長メモを見た上での対応を指示するなどしたものであって、A副社長のD管理部長に対する指示の内容は、必ずしも本件説明番組の周知に限ったものではなく、むしろ本件賛成投稿要請を含む趣旨と解される余地のあるものであったと思料され、現にD管理部長は、そのように受け取っているものである。

(4) D管理部長のE業務運営G長への指示等

社内調査報告書①にあつては、D管理部長のE業務運営G長に対する関係指示について、本件説明番組の周知を指示したとしているのであるが、関係者の供述に照らすと、実際には同管理部長においてC支店長メモの一部(第3(1)(a)・p3の②の記載部分)を指差すなどして対応を指示したものであって、D管理部長のE業務運営G長に対する指示は、事実上、賛成投稿要請を含むものであったことは否定し得ないものと思料される。

(当社見解)

- 「A副社長においてD管理部長に対しC支店長メモを見た上での対応を指示」については、D管理部長に第三者委員会への供述内容等を再度確認したところ、A副社長から電話で、「メモを見て対応するように」との指示を受け、そのメモを部下から受け取り、他の部下(今回の投稿要請を行ったE業務運営G長)に、「番組の周知」の指示を行ったもので、「賛意の投稿要請」を指示したのではない。  
なお、当社関係者に番組周知を行えば、意見投稿につながると考えていたものである。
- 従って、「A副社長のD管理部長に対する指示の内容は、必ずしも本件説明番組の周知に限ったものではなく、むしろ本件賛成投稿要請を含む趣旨と解される余地のあるものであったと思料され、現にD管理部長は、そのように受け取っているものである。」及び、「D管理部長のE業務運営G長に対する指示は、事実上、賛成投稿要請を含むものであったことは否定し得ないものと思料される。」との記述は、委員会としての判断と受け止めている。

第4 今後の調査事項及び課題

2 今後の課題

(前段落)

しかしながら、当委員会設置後の同社の対応は、上記のように、原子力発電本部において、プルサーマル説明会に関する資料の組織的廃棄行為が行われるなど、現状では、真相解明への協力が十分に行われているとは言い難い状況にある。とりわけ深刻なのは、プルサーマル計画に関する佐賀県説明会における動員、仕込み質問等を示す社内資料が、上記組織的廃棄の対象に含まれ廃棄寸前だったことである。証拠廃棄行為が発覚せず、廃棄が完了していた場合には、関係者等の供述状況に照らせば、同説明会に関する問題事実の把握は極めて困難になっていたものと思われる。

今後の調査事項として残されている、九電関係者が本件賛成投稿要請等を認識・把握するに至った経緯、公開討論会等における動員及び仕込み質問に関する国又は県の関与の有無等の解明に関しては、調査への積極的かつ真摯な協力が不可欠なものであり、それによって真相が解明され、社会の理解・納得が得られることが、同社の信頼回復のための最も有効な手だてである。今後の調査に対して、同社関係者がこれまで以上に自主的、積極的に協力するよう、同社として最大限の努力が行われることを、当委員会として強く求めたい。

(当社見解)

- 上記記載の「資料の廃棄行為と今後の協力要請」については、廃棄指示をした本人に同委員会によるヒアリングも実施され、「社外の方へご迷惑をおかけしたくない」との思いであったが、このような行為を指示したことを大変反省している。
- 現在、関係する社員においても、通常業務のあるなか、本調査に対する協力を最優先に対応しており、今回の一連の事象に対する真相解明に最大限の努力を行っているところ。

以上